

第23回(2015年度)学術資料講演会要旨

自由の憲章 マグナ・カルタの800年
— 法律文献の歴史を通して見る立憲主義の歴史 —



法学部教授 深尾 裕造

今年、2015年は、明治以降我が国に大きな影響を与えてきたマグナ・カルタが1215年ウインザー城とステインの間、テムズ河畔のランミードの野で発給されて800周年の年になります。関西学院大学は、北原白秋作詞の校歌「空の翼」にあるように「輝く自由」をその伝統として根付かせてきましたが、「自由の憲章」＝マグナ・カルタの800周年の記念の年に、旧蔵のマグナ・カルタ関係図書に加え、新たにマグナ・カルタ関連書籍コレクションを蒐集することによって、イギリス立憲主義の歴史を系統的に理解できるように工夫致しました。

特別閲覧室展示コーナーに、800周年を記念して制作された羊皮紙製のマグナ・カルタ・レプリカを展示しておりますが、イギリスで法律書出版が始まって以降のマグナ・カルタの歴史を、時代毎に出版された書籍を通して追って見ることに致しましょう。



Magna Carta, 15 June 1215 (Replica)
BL Cotton MS, Augustus II . 106

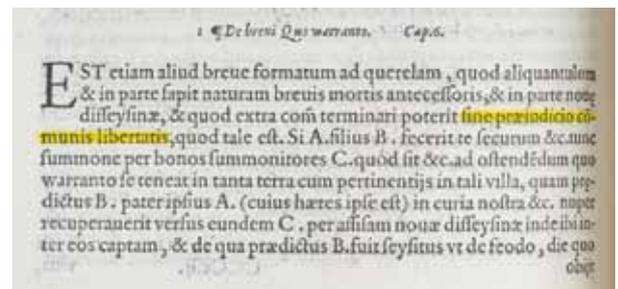
①ブラクトン『イングランドの法律と慣習』(1569年)

初版本

最初に御紹介したいのが、マグナ・カルタ発給直後の1230～1250年代に著わされ、通称『ブラクトン』と称されてきた法書です。13世紀前半のローマ・カノン法学の影響を色濃く受けた書物で、チューダ期における『ブラクトン』の出版、利用を通して、多くのローマ法格言がイングランドに移植されることにもなります。

また、いわゆる「マグナ・カルタの世紀」に著わされた書物ですから、マグナ・カルタ解釈のための最良の書として、クックのマグナ・カルタ解説にも頻繁に利用されます。

実際、相続料問題、当該州外でのアサイズ訴訟禁止、悪意訴追審査令状の無料発給、封土処分制限規定、下知令状による封主裁判権侵害禁止等、マグナ・カルタの条文への直接的言及が各所に見られます。地方封建領主の利害関心に相応する規定が多いのですが、他方、これらの規定が *Communis Libertas* として言及されているように、



Henrici de Bracton, De Legibus & Consuetudinibus Angliae

マグナ・カルタにより付与された自由が、当初より個別的な自由特権賦与の意味を超えて臣民に共通の「一般的自由権」として理解されていたこともうかがえます。近代憲法に引き継がれることになる39条(29章)は、ここでは注目を浴びていません。『ブラクトン』の「国王と雖も神と法の下にある」という言葉と共に、マグナ・カルタ39条(29章)の意義を復活させ近代へと引継いだのは、後に紹介するクックの業績の影響が大きいといえるでしょう。

法廷年報 (Year Books)

『ブラクトン』においても、既に *Narratores* と称される法廷弁護士が活躍し始めていたことが記されていますが、これらの法廷弁護士達が法廷で裁判官達と闘わした議論を開廷期毎に報告したものが次に紹介する『法廷年報』 = *Year Books* です。ロー・フレンチと称される法廷専門用語化したフランス語で対話風に報告された、現代の判例集の祖先の一つで、このように集積された法的議論の宝庫がコモン・ロー法学の発展の基礎となったのです。チューダ、スチュアート前期に印刷に付されたのはエドワード三世期以降の法廷年報のみですが、今回展示の法廷年報は、出版年は種々異なるものの、全てクックの時代に出版された貴重なものを揃えています。

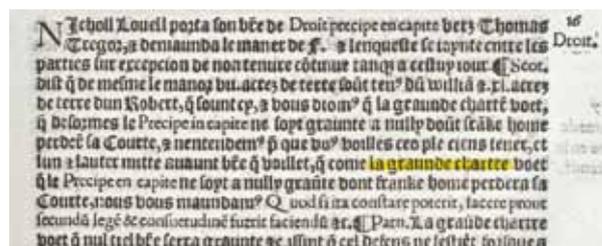
②『法廷年報 エドワード三世治世1~10年(1327-1337)』、『法廷年報 エドワード三世治世17~39年(1343-1366)』、『法廷年報 エドワード三世治世40~50年(1366-1377)』、『法廷年報 エドワード三世治世 地方巡回陪審事件(1327-1377)』、『法廷年報 ヘンリ四世(1399-1413)、ヘンリ五世(1413-1422)』、『法廷年報 ヘンリ六世治世1~20年(1422-1442)』、『法廷年報 ヘンリ六世治世21~39年(1442-1461)』、『法廷年報エドワード四世(1461-1483)』、『法廷年報 エド

ワード四世治世5年詳細法廷報告集(1465-1466)』、『法廷年報 エドワード五世(1483)、リチャード三世(1483-1485)、ヘンリ七世(1485-1509)、ヘンリ八世(1509-1547)』



Year Books (Edward III ~ Henry VIII)

サイトの法廷年報ホームページ (<http://www.bu.edu/law/seipp>) の検索システムにより多くのマグナ・カルタの引用例が発見されます。全て紹介するわけにもいきませんが、最も古い引用例、エドワード三世治世6年イースタ開廷期、訴訟番号16に引用された例では、**la grande chartre** として、24章の直属受封者下知令状規定が引用されています。中世のコモン・ロー法曹がマグナ・カルタの何処に注目していたかを知る上で興味深いものです。



De Termino Paschae Anno vi Edwardi III pl.16

チューダ期にマグナ・カルタは忘れ去られるというのは誤りで、むしろ、マグナ・カルタへの直接的言及は増えていきます。そうした印象が持たれてきたのは、後に重要な規定として注目され、西洋諸国の憲法に影響を及ぼし、我が国の憲法にも引き継がれることとなった1225年マグナ・カルタ29章のデュー・プロセス条項への言及がほと

んど見られないことと関連しているのかもしれませんが。この傾向は、先程の『ブラクトン』におけるマグナ・カルタへの言及の仕方とも共通点があります。その意味では、29章の意義を強調するクックの果たした役割が大きいのですが、他方、法廷年報の多くの議論が民訴裁判所での土地訴訟に関する法律問題の議論であって、刑事事件や人身の自由に関するマグナ・カルタ 29 章への言及が見られないのもそのせいであったのかもしれませんが。次に紹介する制定法令集からは、別の側面が明らかになってきます。

制定法令集

チューダ・スチュアート期から 18 世紀までの制定法令集及び制定法要録の中のマグナ・カルタを見ていきましょう。

③トットル版『マグナ・カルタ及び新・旧制定法令集』(1576年)

本書は本学所蔵の最も古い制定法令集ですが、御覧のように新書本のような携帯版です。法廷で利用するためにこのサイズが好まれたのかもしれませんが。最近ではデジタル化がすすんでいて、多くの古書をインターネット経由で調べることが出来ますが、実物で見ないとこのサイズの問題は実感しにくいものです。表題からも分かりますように、年代順の制定法令集ではマグナ・カルタがトップにきます。そのことから制定法の中でマグナ・カルタが占めた特殊な位置が分かるでしょう。

E の文字で始まるのは、印刷されたのがエドワード一世の検認済マグナ・カルタのラテン語版だからです。収録された制定法はマグナ・カルタからエリザベス治世 14 年の陪審員法までです。年代別目次の次に事項別索引が付されていて便利で、Accusation の項目がマグナ・カルタ 29 章を指していることから、当時の理解の仕方も分かります。



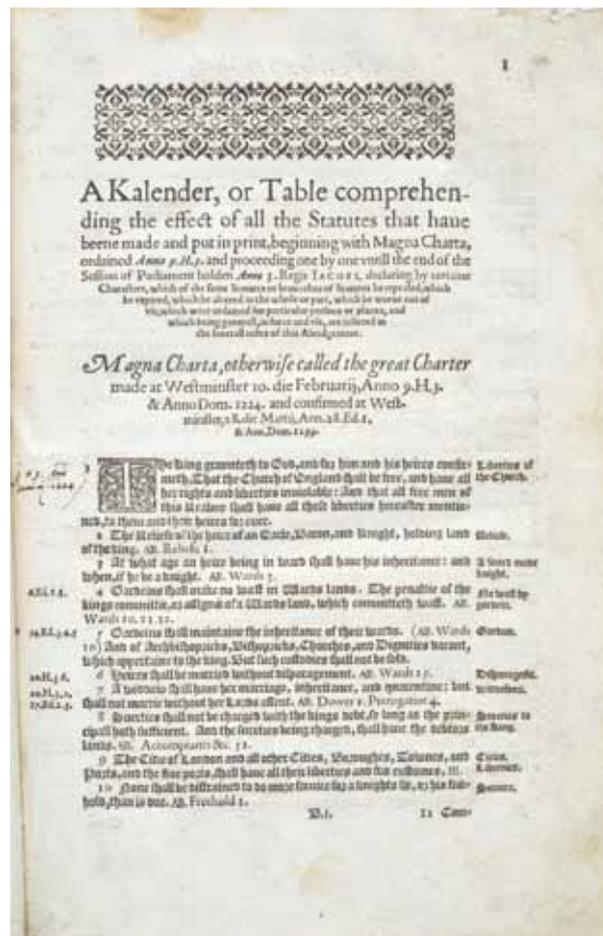
Magna Charta : cum statutis, tum antiquis, tum recentibus

④英語版『制定法令集』(1577年)

英訳版ヘンリ三世治世 9 年マグナ・カルタで本学所蔵の最も古い版です。エドワード一世治世 28 年 (1300 年) に検認されたとされているように、この期に普及していたのは 1297 年に検認され制定法録に登録されたマグナ・カルタではなく、1300 年に検認され同年の特権証書録に収録されたマグナ・カルタです。この時代には既にヘンリ七世治世までの制定法を英語で読むことができるようになっており、事項索引も極めて詳細となっていることが注目されます。マグナ・カルタ 29 章は free man という項目です。



The Statutes, made and established from the time of Kinge Henrye the thirde, vnto the firste yere of King Henry the viiii



A Kalender, or, Table, comprehending the effect of all the statutes

制定法要録

上記の年代別の制定法令集の最後にも事項別索引があり、便利であったのですが、法令そのものを事項別に要録した、ある種の制定法百科とでもいうべきものが編纂され出版されるようになります。

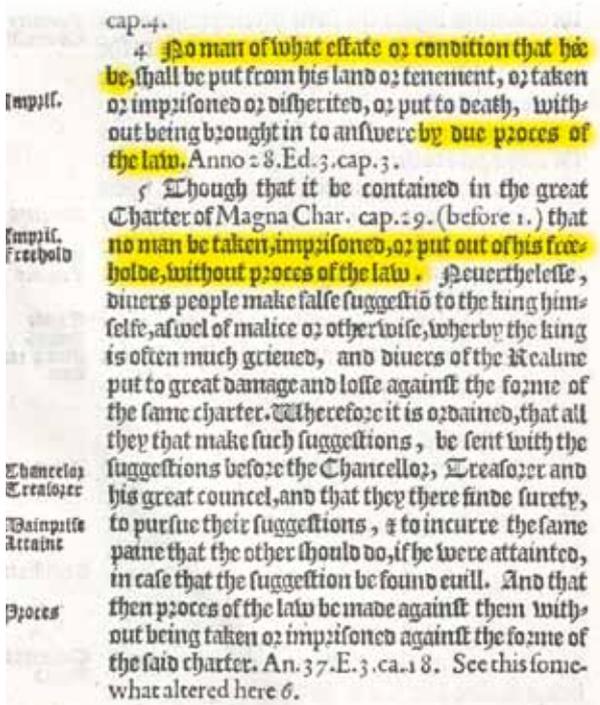
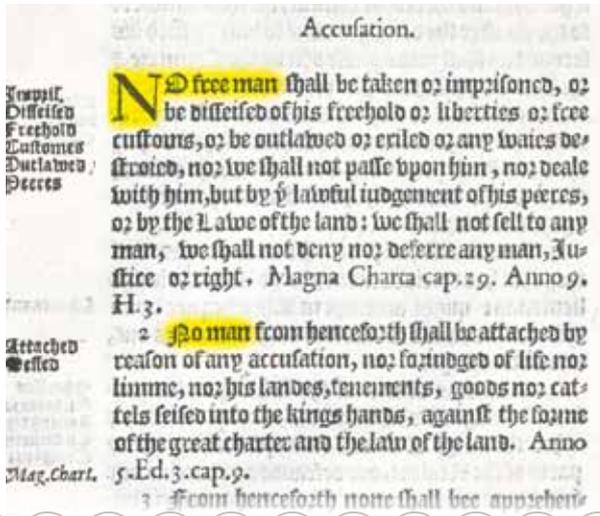
⑤ブルトン『年代順及び事項別制定法要録：マグナ・カルタからジェームズ治世3年』(1606年)

ジェームズ期の制定法要録で、前半部の年代順要録では、マグナ・カルタ 29 章は極めて簡潔に要録され、Justice に関わる項目とされると共に、エドワード三世期の関連法令が欄外注記されています。後半部の 105 頁から始まる abc 順の事項配列の Accusation の項目で、マグナ・カルタ 29 章のより詳細な要録が始まり、法の適正手続に関連してエドワード三世期の諸立法への言及もみられます。アシュリーが 1614 年に法曹院で行ったマグナ・カルタ制定法講義でもブルトンのこの項目が利用されています。

⑥『イングランド現行制定法要録：マグナ・カルタからジェームズ治世9年』(1611年)

トマス・モアの甥でもあるラステル裁判官の初期の英語版制定法要録(1533)を基礎に、治安判事関連の最近の立法からの要録を加え編纂し直したジェームズ一世治世初期の制定法要録です。本書では、事項索引はより詳細となっています。Accusation の項目には、ヘンリ三世治世 9 年マグナ・カルタ 29 章の「如何なる自由人も」とする規定が、「如何なる人も」(エドワード三世治世 5 年第 9 号法)と拡張され、さらに、「如何なる身分、状況にある人も・・・法の適正手続によって答弁のために出廷させられない限り・・・」(エドワード三世治世 28 年第 3 号法)とより明確にされ、最終的に「マグナ・カルタ第 29 章には、

如何なる人も、法の適正手続無しに、逮捕され、投獄され、自由保有権を奪われてはならないということが含まれている」(エドワード三世治世 37 年第 18 号法)と規定されます。



A Collection in English, of the Statutes now in force

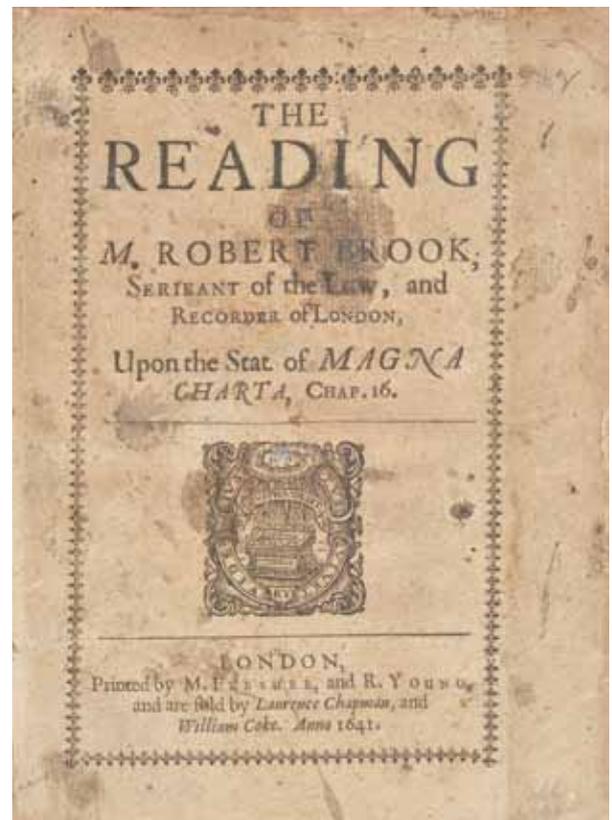
「國法による」という文言が「法の適正手続」へと読み替えられていく過程も年代順に要録されていて、29 章解釈の変遷を理解する上で極めて便利です。これによって、

クック以前にマグナ・カルタ 29 章の読み替えが既に進んでいたことが手に取るように分かります。クックもマグナ・カルタ解説で、こうした法要録を利用していたのは間違いありません。また、治安判事関連項目を特にマークで指示しており、本書が如何なる読者層を意図していたかも推測されます。

制定法講義

⑦ブルック『マグナ・カルタ第16章講義』(1641年)初版

15 世紀半ば以降、法曹院では年 1 回、チューダ期までには年 2 回の制定法講義が系統的に行われるようになっていきます。多くの制定法講義は未だ手稿のままですが、マグナ・カルタ 800 周年を記念して、セルデン協会よりサー・ジョン・ベイカー編のマグナ・カルタ講義集が出版される予定です。本書は、当時出版された数少ない制定法講義の一つで、ロンドン市裁判官でサージャント、『ブルック大



The Reading of M. Robert Brook,

法要録』の作者でもあるロバート・ブルックが1551年にミドル・テンブルで行った制定法講義です。この時代になると、制定法の解説というより、制定法の当該条文に関連する法分野の概論のような講義となります。本書も、表紙はマグナ・カルタ第16章となっていますが、実は、州長官、城番等による「國王の訴訟」の開廷を禁じた第17章に関する講義で、内容的には「國王の訴訟」=刑事法概説となっています。制定法講義が法学教科書へと転換しつつある時代を象徴する一事例ともいえます。

近代への架橋

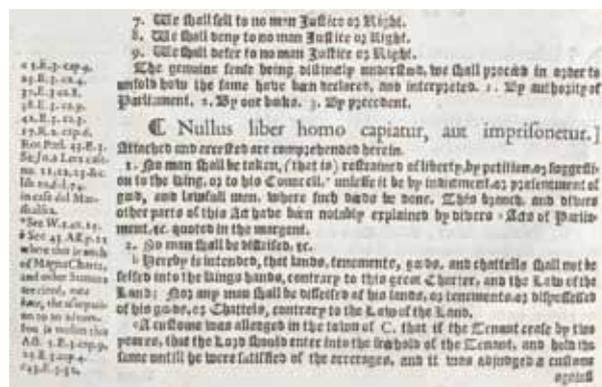
⑧クック『イングランド法学提要 第2部』（1642年）初版



The Second Part of the Institutes of the Lawes of England

マグナ・カルタを近代へと架橋するうえで重要な役割を果たしたクックの『イングランド法学提要 第2部』は、法曹院の制定法講義の伝統を受継ぐイングランド制定法註解ですが、特に、序文のマグナ・カルタ論と制定法解説のトップに始まる1225年マグナ・カルタ註解が重要です。豊富な欄外注からも明らかのように、チューダ・スチュアート期に出版された前述の『制定法要録』のみならず、『グランヴィル』、『ブラクトン』、『プリトン』、『フリータ』、『裁判官鑑』等、マグナ・カルタ成立前後の法文献や『法廷年報』等か

らの判例の引用を通して制定法解釈における学問的実証性を高めています。



The Second Part of the Institutes of the Lawes of England, p.46

クックのArtificial Reasonを通しての法の探究の実例を示すものであり、クックの権威は、こうしたチューダ・スチュアート期に出版された法文献を基礎に学問的に裏打ちされたものであったと理解されるべきでしょう。

本書は、1642年5月12日の長期議会の命令により、クックの遺稿から出版されることとなりますが、ここでクックが註解を付しているのは、当然、現行法である1225年のヘンリ三世のマグナ・カルタです。1571年に出版されたマシュー・パリス『大年代記』によりつつ、ジョン王のマグナ・カルタにも言及されていますが、マグナ・カルタが古来のコモン・ローの確認であったことを示すためのもので、それ以上の意義を与えているわけではありません。

⑨エドワード・クック『1300年検認マグナ・カルタ簡易註釈』（1680年）初版

クックと同名のミドル・テンブルの法廷弁護士がクック『イングランド法学提要 第2部』からマグナ・カルタ解説部分を抜き出し、全文英訳にするとともに、より簡易な形式の註解を付した庶民向けマグナ・カルタ解説です。クックの解説を簡約化しすぎた感もありますが、マグナ・カルタの知識の一般大衆への普及には、こうした簡便なパンフレット形式の方が役に立ったのかもしれませんが。

権利章典及びその他の制定法令集等

1689年の権利章典は、近代イギリス憲法文書の中で欠かせない法律文書です。この権利章典公布年の制定法令集をはじめ、18世紀の制定法令集、制定法要録も多数揃えています。時間の関係で書名のみをご紹介します。『ウィリアム王及びメアリー女王初年制定法令集』（1689）、ジェイコブ『制定法百科辞典：マグナ・カルタからジョージ治世』第2版（1730）、ピカリング版『制定法全書：マグナ・カルタから1761年第11議会末』初版（1762）、ケイ『現行公制定法要録：マグナ・カルタからジョージ三世初年』（1762）、ラフヘッド版『制定法全書』（1786）等です。また、セルデン『イングランド法制史論文集』（英訳版）初版（1683）など、スペースの関係で、展示しきれなかった貴重な法書も多数ありますが、ジョン王のマグナ・カルタの復活の過程へと歩を進めましょう。

ジョン王のマグナ・カルタの復活と世界的普及

ジョン王のマグナ・カルタについては、1571年にカンタベリー大司教パーカーがマシュー・パリズ『大年代記』を出版してから知られるようになりました。クックもその存在を知っていたのですが、法律としては無効となった憲章でもあり大きな注目を浴びることはなかったのです。ブレイディ論争で有名なロバート・ブレイディが『英国全史』（1685）で英訳し、フランスの歴史家ラバンも『英国史』（1726-7）で利用して、フランス革命期にもこの史料が印刷されますが、『大年代記』作者パリズが1215年のマグナ・カルタと1225年のマグナ・カルタを区別せずに記録したため、却って、正確な理解を妨げていました。

1215年マグナ・カルタの原文に関しては、1675年にフランスの古文書家アシュリ『拾遺集』に収められたフランス語版マグナ・カルタが正確で、ライ・ハウス陰謀事件で処刑されたラッセル伯付牧師サミュエル・ジョンソンの遺稿集（1710）に収められたマグナ・カルタ関連論文に最初の英

訳版が付されます。しかし、1769年に同論文がパンフレットとして出版されるまで、この英訳版も広く知られてはなかったように思われます。

ジョン王のマグナ・カルタが一般に注目を浴びるきっかけとなったのは、1731年10月31日にチューダ期に蒐集され、現在ロンドン・マグナ・カルタ、カンタベリー・マグナ・カルタと称されるようになった二つの原本を収めたコットン・ライブラリに入っていたアシュバーナム・ハウスが火災に遭い、カンタベリー・マグナ・カルタが罹災したことにはじまります。

ラバン『英国史』のマグナ・カルタ翻訳も書き換えられますが、パリズ『大年代記』の批判的検討を欠いていたために不正確なままに終わります。むしろ、注目すべきは、パインによる被災したカンタベリー・マグナ・カルタの復刻銅板印刷の出版です。この銅版画がマグナ・カルタへの関心を高めたのだと思われまふ。ロンドン塔に収蔵された『制定法録』を基礎とした1297年検認マグナ・カルタを収録したホーキンス版『制定法全書』が出版されるのがその2年後の1735年です。このようにマグナ・カルタへの関心が高まる中、オックスフォード大学のボードリアン図書館が1217年版マグナ・カルタを入手し、1753年からオックスフォードでイングランド法を教え始めていた後のヴァイナ講座教授ブラックストンに調査を依頼します。この調査を通して、近代マグナ・カルタ研究の出発点を形成することとなったのが、次に示すブラックストンの研究なのです。

⑩ブラックストン『大憲章及び御獵林憲章』（1759年）

初版

近代におけるジョン王のマグナ・カルタの本格的な学術研究の始まりです。Cotton MS Augustus II 106, Cotton Charter XIII 31aを調査の基礎としています。MC Salisburyは調査されましたが発見されず、リンカン大聖堂のマグナ・カルタは存在自体が知られていませんでした。バロン規約 Additional MS.4838も確認し印刷され、ジョン王のマグナ・カルタ成立史を序文に付していま

す。この立派な製本の大型本を誇らしげに手で指しているブラックストーン博士の肖像画が残されていますが、彼がこの研究に如何に精魂を傾けたかを物語るものでしょう。



The Great Charter and Charter of the Forest, with other authentic instruments

この研究は、1762年『ブラックストーン論文集』第2巻にも収められます。装飾文字、図版は省かれていますが、一般的には、この版の方が廉価で入手しやすかったでしょう。

さらに、この研究成果は、ブラックストーンが著わしたイギリス法の最初の体系的教科書『英法積義』に生かされ、同書によってジョンのマグナ・カルタの意義が全世界に広められることになったのです。

⑩ブラックストーン『英法積義』全4巻(1765-1769年)

初版

第1巻で、人の権利、個人の絶対的権利を論じるにあたり、全てのイングランド人の絶対的権利として、第1に「剣

を手に、ジョン王から勝ち取られた自由特権の大憲章」を挙げています。「剣を手に」という表現に名誉革命、ロックの『統治二論』以降の国王への反抗の捉え方の変化がうかがえます。また、ここでも具体的に論じられているのはマグナ・カルタ一般ではなく、マグナ・カルタ29章であり、クックに依拠しつつ、エドワード三世治世期の解釈立法と合わせ詳論されています。また、第4巻の終章、イングランド法の発展を論ずる章で、全ての個人の生命、自由、財産の享受を保護する大憲章としてマグナ・カルタの意義を論ずる際にも、王政復古期に確認された1660年軍事的土地保有廃止法と1679年人身保護法の2法律を第2のマグナ・カルタと述べているように、ラニミードのマグナ・カルタから近代に引継がれなかったものと、引継がれ強化されたものとを明確にしていることも重要です。

⑪ブラックストーン『英法積義』全4巻(1783年)第9版

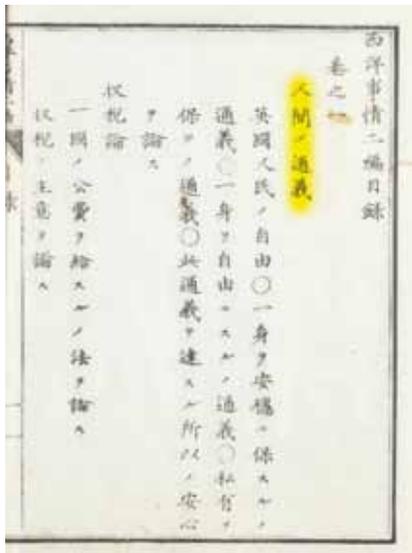


Commentaries on the Laws of England 9th ed.

ブラックストーン自身による最終修正版で、マグナ・カルタを手にする誇らしげなブラックストーンの肖像が入っています。1774年にThomas Gainsboroughによって描かれた肖像画が、同年の『英法積義』第6版に銅版画で挿入されています。しかし、左右逆に印刷され、円形の枠でマグナ・カルタを示す國璽が枠外となったため、第9版では四角の

枠の肖像画とされています。この版以降、ドイツ語版も含め、この肖像画が踏襲されます。1775年の第7版では肖像画は除かれており、1777年の第8版で復活したようです。

マグナ・カルタの意義の世界的な普及はこの『英法釈義』の海外への普及によるところが大きく、我が国に知られるようになるのも、福澤諭吉纂輯『西洋事情』二編巻之一(1870)初版で、ブラックストン『英法釈義』第1巻、人の権利を「人間の通義」として、抄訳し、その中で「英国人民の自由を得し所以を尋るに、第一着は千二百十五年、ジョン王の時に当り、自由の大法(「マグナチャルタ」を云)を立て」とジョン王のマグナ・カルタについて言及したのが最初かもしれません。



西洋事情



西洋事情

ドイツへの普及:ブラックストン『英法便覧(法令追加・縮刷版)』独訳版(1822-23)、グナイスト『英国憲制史』英訳版初版(1886)や我が国の英吉利法律学校での『学生版ブラックストン』(1886)の印刷については、エントランス・ホール展示を御覧下さい。

ジョン王のマグナ・カルタの大衆への普及

ブラックストンによって出版されたジョン王のマグナ・カルタは近代におけるマグナ・カルタ研究の出発点を記すものでしたが、ラテン語版のままでは、大衆的に普及しません。ジョン王のマグナ・カルタが大衆的な法文化として普及するのは、むしろ、この期の出版の自由や言論の自由をめぐる政治的パンフレットが大きな役割を果たしたように思われます。

⑬ [サミュエル・ジョンソン] 『マグナ・カルタの歴史とその擁護』(1769年) [初版]

移動図書館向けの匿名出版。第2版で Samuel Johnson の名が付されます。前述、1710年遺稿集の論文に新たな表紙とタイトルを付けて出版したものです。原本からではないものの、ジョン王のマグナ・カルタからの初めての正確な英語訳です。1710年の遺稿集は予約出版で購読予約者リストが印刷されており、数名の法廷弁護士が購入しています。

⑭ [バーデット] 『フェアバーンのマグナ・カルタ』[1810年] 第2版



Fairburn's second edition of Magna Charta

1810年庶民院議長の逮捕状でロンドン塔に収監された議会改革派議員バーデットの肖像とともに、彼の庶民院議長宛の手紙が印刷されています。このような政治的パンフレットには、現行法のヘンリ三世のマグナ・カルタより、ジョン王のマグナ・カルタが適していたのかもしれませんが。同時に、王権との対立ではなく、議会の専制が新たな問題となってきていることが注目されます。英訳版はコットン・ライブラリの原本発見後書き換えられたラバン『英国史』のマグナ・カルタ英訳を利用しており、全体が79条に分けられています。権利請願、権利章典が加えられ、後の憲制文書集の手本ともなっていますが、ホイッグ派の巨頭、大ピット（チャタム卿）が「マグナ・カルタ、権利請願、権利章典」を「イングランド憲制のバイブル」と称した1770年1月9日の議会演説を意識したものかもしれません。最後に付された戴冠宣誓書式は1811年に摂政皇太子に任ぜられた、後のジョージ四世に向けられたものでしょう。同様なパンフレットが戴冠式の行われた1820年にも1シリングで出版されています。この表紙で、「ジョン王が公にサインした」マグナ・カルタと書かれているのが後述のホーンのカリカチュアに影響したと思われる。

600周年記念出版

ブラックストーンによってジョン王のマグナ・カルタが復活せしめられ、また、大衆的にもマグナ・カルタへの関心が高まり、1800年に設立された王立委員会による記録文書調査に基づき、1810年に『〔公式〕英国制定法令集』が出版されます。この時までにはリンカン大聖堂のマグナ・カルタ原本も発見され、旧来の制定法令集刊本の調査も行われます。イギリス法史研究上欠かせない貴重な成果で、本学では1963年のリプリント版が所蔵されています。このようにマグナ・カルタへの関心が増大する中で、マグナ・カルタ発給600周年を迎え、豪華金文字装丁版が出版されます。

⑮ホワイテッカ版『1215年ジョン王治世15年マグナ・カルタ』（1816年）初版

マグナ・カルタ600周年記念の豪華金文字装丁版の出版は、ブライトンに宮殿を建てた派手好きな摂政皇太子ジョージが、後にジョージ四世として戴冠する時期を迎えるに相応しい出版物であったのかもしれませんが。表紙の豪華な装丁は注文者毎に作られ、彩色されていたようで、本学が購入した書籍は、金文字で印刷された豪華装丁版とはいえ、より簡易な普及版であったように思われます。



Magna Carta Regis Johannis : XV die junii anno regni XVII. A.D. MCCXV.

⑯【ホーン】&クルイックシャンク『女王とマグナ・カルター乃至ジョンが署名した物』（1820年）

1820年のキャロライン妃事件において出版されたクルイックシャンクの風刺画パンフレットです。ジョージ四世に貴族院で離婚裁判にかけられ虐げられた女王キャロライン妃を守る貴族はいないのかと問いかけます。ジョン王がマグナ・カルタにサインしたという表現は1810年のバーデッ

トのマグナ・カルタにも出現しますが、表題で書名として強調されると共にジョン王がマグナ・カルタにサインする図像が描かれ、19世紀に普及する図像の最も古いものと考えられます。



The Queen and Magna Charta: or, the Thing that John Signed.

チャーチスト運動の研究者であった古賀秀男氏がキャロライン妃事件に注目されるようになったように、この虐げられた女王への庶民の支持運動が後の人民憲章運動にもつながっていったと考えられます。アメリカ連邦議会図書館で展示されたのは第5版、本書は第4版で、1年の内に第5版まで出版された大衆への普及振りがうかがえます。

同年に出版されたウォルタ・スコットの『アイヴァンホー』により、ジョンと闘うロビン・フッドや中世騎士道精神が蘇らせられ、ロマン主義的な思潮が高まる中で、英語版の纏

まった解説書も出版されます。

⑰トムソン『ジョン王のマグナ・カルタに関する歴史的考察』（1829年）初版

クック、ブラックストンに続くマグナ・カルタ研究をめざし著述されたマグナ・カルタ論で、紋章も含め好古趣味に満ちた美しい書物です。マグナ・カルタの英訳はブラックストンが知らなかったリンカン大聖堂のマグナ・カルタからの翻訳で、筆者が知る限りリンカン大聖堂マグナ・カルタからの初の英訳です。1216年マグナ・カルタ、1217年マグナ・カルタの英訳も付されています。また、1225年マグナ・カルタのみならず、1297年エドワード一世の検認証書も英訳されました。その後に、これらの憲章への注釈を付し、最後のページにクックを中心にブラックストンと自らの肖像を配することでその意気込みを示しています。

さらには、1217年御猟林憲章、1297年憲章確認法、1300年の最後に発給された憲章確認も合わせて英訳、注釈され、大憲章の写本と印刷についての検討を加えた後、ジョン王論、ラングトン論、そしてバロン論に説き及んでいます。



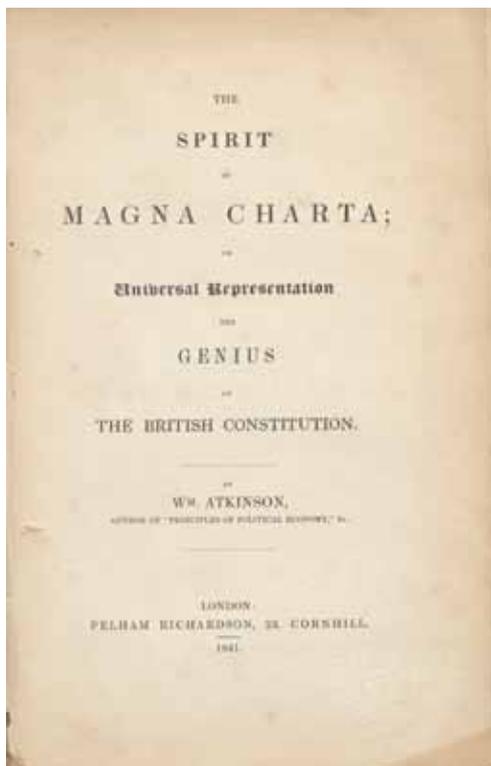
An Historical Essay of the Magna Charta of King John

ラバン、パリス、クック、ブラックストン等のトムソン以前の研究を丁寧に纏め、英文で読みやすくし、マグナ・カルタを公衆により近づきやすいものにした功績が認められるでしょう。アメリカの辞典研究者がマグナ・カルタの辞

典項目で、現行法たるヘンリ三世マグナ・カルタ（1225年）ではなく、無効となったジョン王の1215年のマグナ・カルタを中心に説明されるようになるのは1830年代以降であることを明らかにしていますが、それは、この時期のジョン王のマグナ・カルタへの関心の高まりの成果であったとも考えられます。

索引も丁寧、装丁も美麗で、マッケクニが「情報の宝庫」と評するように、後の研究の出発点ともなりますが、「利用には注意が必要」と述べている点にも留意する必要があります。

⑩アトキンソン『マグナ・カルタの精神 — 乃至、普通選挙』（1841年）初版



The Spirit of Magna Charta

チャーチスト運動高揚期のパンフレットです。チャーチストの名は1838年に発行されたPeople's Charterと題されたパンフレットに由来するのですが、マグナ・カルタにその発想の一端があったと考えられます。このパンフレットは、表題を「マグナ・カルタの精神」としているところにその意が強く表わされているように、その結びつきを示す数少な

い史料の一つであると思われます。1838年の人民憲章公刊、1839年機関誌『チャーター』発刊、1841年には200支部を数えるまでに運動は広がっていました。People's Charterの名の通りThe Charter of Libertiesとしてのマグナ・カルタの精神を受け継ぐ運動と理解されていたでしょう。

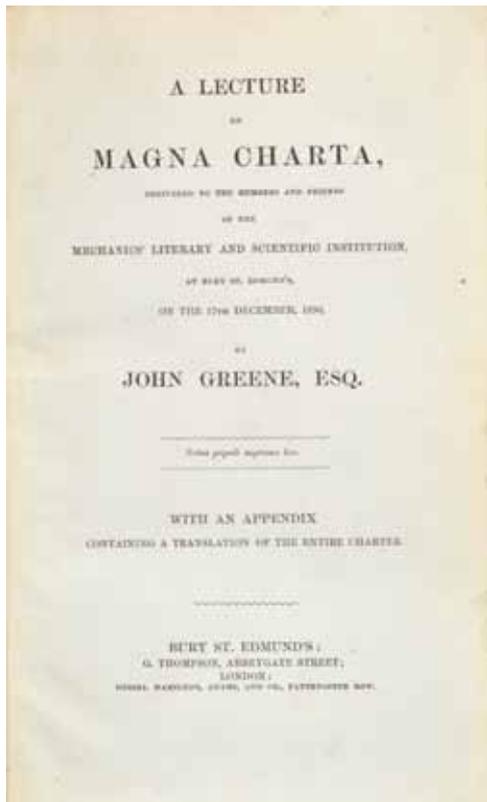
人民憲章運動の崩壊とマグナ・カルタ

膨大な署名活動によって全国的に高揚した人民憲章運動は、1848年フランス2月革命勃発と共に崩壊していきます。パリで2月革命に遭遇したイギリス分析法学派の祖オースティンはロンドンに逃げ帰り、貴族院擁護を掲げる『憲制弁護論』を著述します。さらに妻サラと共に、亡命してきたフランス首相で歴史家でもあるギゾーを匿います。同じく、ロンドン大学歴史学教授のクリースイも、人民憲章運動は直接綱領には掲げていないものの貴族院崩壊に繋がると批判して『憲制文書集 — マグナ・カルタ、権利請願、権利章典』（1848）を出版します。同書は3月革命期のドイツでも翻訳されることとなります。普通選挙を求めたフランス2月革命がナポレオン第二帝政の出現に終わったこともあり、人民憲章運動は急速に衰退し、その中で、むしろ、普通選挙制度実現の前提としての労働者教育に目が向けられるようになります。こうした労働者学校でマグナ・カルタの講義が行われるようになるのです。

⑪グリーン『マグナ・カルタ講義』（[1850] - 1853年）

1850年12月17日にベリ・セント・エドモンズで開催されたジョン・グリーンが熟練機械工向けマグナ・カルタ講義と英訳版ジョンのマグナ・カルタが集録されています。人民憲章運動解体後盛んとなる労働者教育運動の一環と考えられ、その名残が感じられます。グリーンがその後ベリ・セント・エドモンズで行った他の講演と合わせて出版された講演集です。

前述のクリースイ『憲制文書集 — マグナ・カルタ、権利



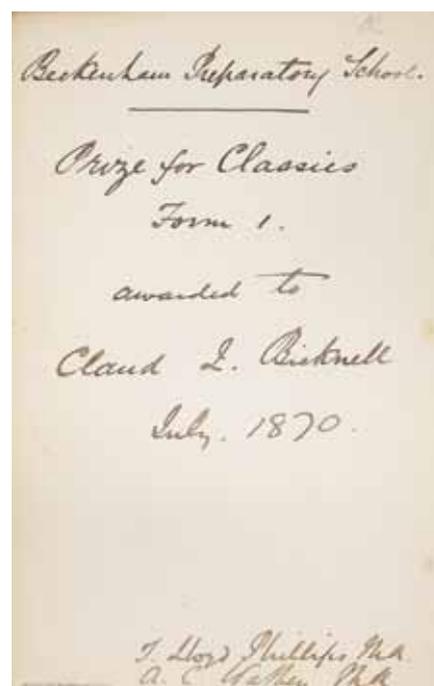
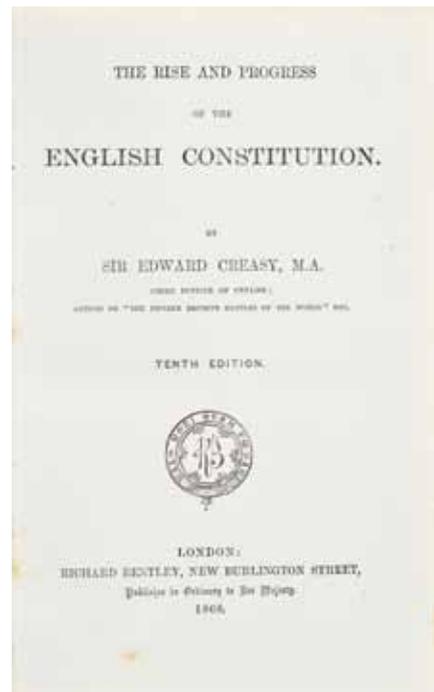
A Lecture on Magna Charta

請願、権利章典』(1848)は、当時の時事的評論部分を省いた上で書き改められ、19世紀中に16版を重ねることになります。本学では、明治初期の日本からの留学生たちが触れたであろう第10版を所蔵しています。

⑩ クリースイ『イングランド憲制の興隆と発展』(1868年)
第10版

1853年の初版序文にあるように、1848年ロンドン大学の歴史学教授時代に人民憲章運動に対抗して出版された政治的パンフレットを歴史的な編纂物に編集し直した書物です。1848年以降ドイツから米国に移った「憲制文書集」の独訳者リーバーとの交流も続いたようで、第3版以降、Francis Lieber, *On Civil Liberty and Self-government* (London, 1853)の影響を受け、地方自治の議論を加えています。クリースイはミドル・テンプレのバリスタとしても活躍し、10版出版時はセイロン裁判所裁判長でした。本書は19世紀を通して版を重ね(2nd 1854, 3rd 1856, 4th rev. and with addition 1858, . . . , 9th

1867, 10th 1868, 12th 1874, 13th 1877, 14th 1880, 15th 1886, New York 1888, 16th 1892, 17th 1907)、当時のマグナ・カルタ論、イングランド憲制観に大きな影響を与えたものと考えられます。本書は、1870年にロンドン近郊ベッケンハムのグラマ・スクール予備校で、古典学の学生に賞品として与えられたものです。



The Rise and Progress of the English Constitution

マグナ・カルタ、権利請願、権利章典を「イングランド憲制のバイブル」と表した、チャタム伯大ピットの演説が大きく取上げられており、所謂ホイッグ史観のマグナ・カルタ解釈が大衆的に広がっていくのには本書の影響が大きかったと思われます。

本書は、丁度この時期に英国に留学した我が国の学生の目にも触れたものと考えられます。本邦初のマグナ・カルタ邦訳者の尾崎三良が帰国後に華族会館で行った憲法史講義、1875年に出版される『英國成文憲法纂要』をはじめとする憲法史料集の原型がここにあったとみてもよいでしょう。



英國成文憲法纂要

同時期に、同様の憲制史料集がアメリカでも教科書として出版され、1789年連邦憲法の人権規定の淵源としてのマグナ・カルタへの注目も深まっています。

⑪ボウエン『英米憲制史料集：マグナ・カルタから1789年連邦憲法まで』(1854年)

著者フランシス・ボウエンはハーバード校のアルフォード道徳哲学・政治学(civil polity)講座の教授で、本書は講義のためのマグナ・カルタから1789年の合衆国憲法修正12条迄の憲制史料集成です。序文で、当初、ジョン王のマグナ・カルタの英訳についてラパンの不十分なものを以

外に発見しえなかったが、出版時に、クリースイ『憲制文書集』(1848)と『イングランド憲制の興隆と発展』(1853)の存在に気付いたとしています。当時のジョン王のマグナ・カルタ正文についての知識のありようを理解するうえで興味深い序文です。

近代歴史学教育の始まりと「マグナ・カルタ神話」

19世紀後半から、イギリスの大学における歴史学教育の始まりを迎えることになります。伝統的なギリシア・ローマの古典学に対し近代史講座を担うことになったのがイギリス古文書史料集たるロールズ・シリーズの編纂を担ったウィリアム・スタッブズでした。

このオックスフォード大学欽定近代史講座の教授に就任したスタッブズが編纂し、オックス=ブリッジの定番教科書となったのが以下の史料集です。

⑫スタッブズ『英国憲制史料選』(1870年)

彼の主著『イギリス憲制史 — 1485年迄』全3巻(1873-78)は、G.B. アダムズが1912年『イングランド憲制の起源』の序文で、憲制の科学的研究の始まりを、スタッブズの同書とメイトランド『イングランド法史』(1895)との間に引いたように、その後の研究によって急速に凌駕されていきます。しかし憲制史料集としての本書、彼の『英国憲制史料選』は、より長く影響力を保ち、編者によって修正されつつも1970年代まで使われ続けることとなります。「イギリス憲制史はマグナ・カルタ注釈の歴史であった」という有名な言葉もこの史料集の中で伝えられ続けます。本書によって前述のホイッグ史観のマグナ・カルタ解釈と歴史史料集が一体化され、長期的な影響を保ち続ける一因ともなります。初版の巻末に、付録として、1628年権利請願と1689年権利章典が付されていることが、この史料集の性格を物語るものでしょう。

オックスフォード大学のコーパス法理学講座教授ポロックの後任人事に敗れ、ロンドン法曹協会のロー・コース設

立に尽力することになるエドワード・ジェンクスが1904年に発表した偶像破壊的な論文「マグナ・カルタ神話」は、クックに向けられたものというより、このスタップズの見解とスタップズ学派に向けられたものであったのです。

スタップズ説の克服

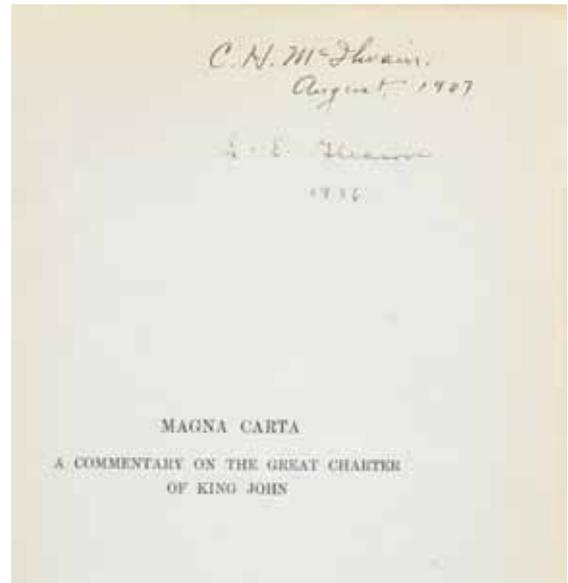
㊸ベモン『英国自由特権憲章(1100-1305)』(1892年)

1100年のヘンリー一世の戴冠憲章から、エドワード一世治世25年の大憲章の確認を無効とする1305年のクレメント五世の教皇勅書を史料として掲げていることが特徴的です。序文付史料集で、ブラックストン、スタップズに続く綿密な史料検証を行っています。マッケクニは厳密に文書史料に拘る彼の姿勢を狭すぎると非難しながらも、この期のマグナ・カルタ関連史料の関係を明らかにした彼の序文を「これまでになされた最も価値ある貢献」と論じています。また、ホウルトも諸侯の反乱をジョン王個人の資質を原因とするのではなく、アンジュー期の王権の伸張に帰する彼の序文における議論の先見性を評価しています。

㊹マッケクニ『マグナ・カルター歴史的序論付ジョン王大憲章註解』(1905年)初版

1905年の初版本、実質的なスタップズ批判となったのは、前年の衝撃的なジェンクス論文「マグナ・カルタ神話」よりも、実証的にマグナ・カルタの批判的歴史研究と各条註解を行ったグラスゴウ大学教授マッケクニのこの著作とあってよいでしょう。本人は、クック、トムソン以来の註解の出版を目指していたように思われます。ホイッグ史観批判で知られるバターフィールドは1968年の講演の最後で、出版当時マッケクニの見解の与えた衝撃の大きさを語っています。本書の出版によってスタップズの史料集も大きく書き換える必要が生じ、1913年第9版292頁では、新たにマッケクニの本書を参照するように促しています。本学蔵書は、邦訳書『立憲主義その成立過程』(森岡敬一郎訳)で我が国でも知られる著名なアメリカの憲制史家

マッケクニによって1907年に購入され、1936年にS.E.Gleasonに贈られたものです。



Magna Carta: a commentary on the Great Charter of King John
(マッケクニ購入署名入り)

マッケクニは、その後の書評とG.B.Adams, Petit-Detailleの新たな研究成果を取り入れ第2版を出版。その後、マグナ・カルタ註釈書の定番となった第2版は禰氏好文氏によって1993年に邦訳されています。

次に紹介するのが前述のマッケクニの第2版出版の契機ともなったプティ・デュターイの著作です。

㊺プティ・デュターイ『スタップズ憲制史の検討と補注』(1908年)初版

プティ・デュターイは、マグナ・カルタの過大評価に警鐘をならしていたフランスの歴史家で、本書は、スタップズ『憲制史』全3巻のフランス語訳に付された詳細な補注を英訳したものです。アダムズが、本書をスタップズ『憲制史』を読む上での不可欠な補足と論じているように、マグナ・カルタ研究の水準をも一躍高めるものとなり、マッケクニに『マグナ・カルタ』第2版の出版を促すこととなった著作でもあります。展示した書籍は、偶然にも、マッケクニ自身が彼の憲制史の講義で優秀な成績を修めた学生に贈ったもので、マッケクニの署名付です。

マグナ・カルタ 700 周年記念から現在まで

1915年にマグナ・カルタ発給700周年を迎えることとなり、記念集会準備委員会も設立されたのですが、前年1914年の第一次世界大戦の勃発により、国際的な記念集会は開催不能となり、その2年後に、記念論文集が出版されることとなります。

㊤モールドゥン編『マグナ・カルタ記念論文集』（1917年）

初版

本論文集は唯一の700周年記念行事となった王立歴史協会でのマッケクニ講演をはじめ、多くのマグナ・カルタ研究者から寄稿された論文によって構成されています。

寄稿者の名前からも明らかのように、20世紀前半の歴史学界をリードする優れた研究者が名を連ねており、マグナ・カルタの専門歴史家的研究の始まりを表わしていますが、当時の事情を反映してリーバーマンをはじめとするドイツの学者の寄稿は得られませんでした。本書については、水田義雄「比較法制史的マグナ・カルタ関係文献解題並びに年表」『比較法研究』5（1952）を参照してください。

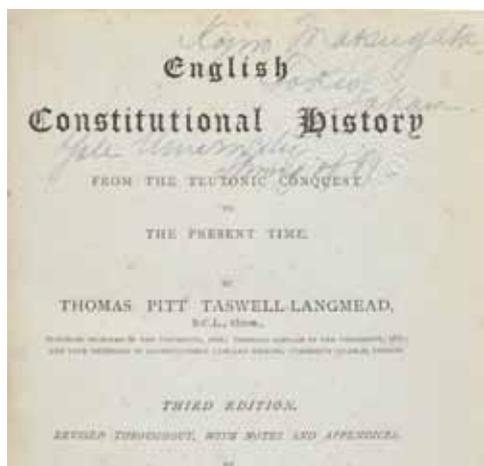
エントランス・ホール展示には、ドイツ、明治期日本へのマグナ・カルタの影響を伝える書籍、例えば、第4・6代首相松方正義の息子で、国立西洋美術館の基礎となる松方コレクションを蒐集した松方幸次郎が、エール大学留

学時の1889年春に購入した署名が残るタスウェル・ラングミード『英国憲制史：チュートン時代から現在まで』第3版（1886）も展示しています。

第二次世界大戦前にニューヨーク世界博覧会に展示され、大戦中、米軍基地に保管されたリンカン大聖堂のマグナ・カルタが、戦後、新たな関心を生み出します。フェイス・トンプソン『マグナ・カルターイングランド憲制成立におけるその役割、1300-1629』（1948）は、750周年に出版されたJ.C. ホルト『マグナ・カルタ』（1965）による、「クック＝マグナ・カルタ神話の創造者」論批判へと繋がっていきます。また、近代イギリス政治史の中でマグナ・カルタの果たした役割を明らかにするアン・パリスタ『マグナ・カルター自由の遺産-』（1971）の研究は800周年を迎えた今日、更に発展的に継承され深められていくことになるでしょう。このあたりに、記念することの一つの意義があるのかもしれない。戦後日本のマグナ・カルタ研究文献とともに、800周年を記念して活発化したマグナ・カルタ研究の現状を伝える最新の諸文献も展示しておりますので御覧下さい。

さらに、児童書、各種パンフレットやスーヴニール類も含め、マグナ・カルタを通して立憲主義の法文化が大衆的に浸透していく様子もうかがえるような展示となるように工夫しておりますので合わせて御鑑賞下さい。

（学術資料講演会は2015年11月20日に大学図書館ホールにて開催。特別展示は2015年10月31日から11月30日まで開催。）



Taswell-Langmead, *English constitutional history*
（松方幸次郎 署名入り）

深尾 裕造（ふかお ゆうぞう）

関西学院大学法学部教授。

専攻は西洋法史で、イギリスのコモン・ロー法史が中心的研究課題であるが、それと関連した法曹教育の歴史も学んでいる。

主要論文等：「チューダ期イングランド法学の形成とその展開過程（1）～（4・完）」『法学論叢』105, 106（1979）、「イングランドにおける学識法曹の形成」上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』（ミネルヴァ書房、1987）所収、「Artificial Reason 考（1）～（3・完）」『島大法学』35, 36（1992）、「レスボスの職人の定規（1）～（2・完）」『島大法学』42（1998, 1999）、「旅する裁判所—巡回陪審裁判制度成立史素描」田中・阿河編『＜道＞と境界域』（昭和堂、2007）所収、「Demurrer 考」『早稲田法学』85（2010）、「コモン・ローとは何か」『法と政治』62（2011）、J・H・ベイカー著『イギリス法史入門』第4版 第1部〔総説〕、第2部〔各論〕（関西学院大学出版会、2014）等